

<p>みのり 川崎市農政情報誌</p> <h1>農の達人</h1>	<p>発行 川崎市農業振興センター</p> <p>〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 電話 044-860-2462 FAX 044-860-2464 E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp</p>  <p>さいが かん ◎中本竹識</p>
---------------------------------------	---

『川崎市農業振興計画』が策定されました！

《平成 28 年 2 月》

平成 28 年度から概ね 10 年間の川崎市の農業振興施策を取りまとめた新しい「農業振興計画」が策定されました。川崎市は、本計画に基づき、農業者が都市的立地を活かした健全な農業経営を行い、併せて、安らぎや潤いなど多面的な役割を果たしている貴重な空間である農地を守っていきけるよう、農業者の営農意欲や市民の農業理解をさらに向上させるなどの施策を推進します。

【基本目標】

次世代に引継ぐ かわさきの「農業」

～「農」を育て・創り、活かし、繋ぐ～

1 持続的・自立的な農業経営に向けた支援

- 本市農業を牽引する「認定農業者」への支援と、今後の本市農業を引継ぐ新規就農者等の経験の浅い農業者への技術支援の充実を図ります。



農業後継者講座

2 農業振興地域等の活性化

- 農地の貸し借りの推進を図るなどして、農業者の経営基盤強化と農地の保全に取り組みます。
- 多様な主体と連携し、地域資源を活用した振興施策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理、援農ボランティアを活用した遊休農地対策などの取組を併せて進めます。

3 多様な主体との「共創」による「新たな農業価値」の創造

- 市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化、地域の活性化等を図るため、農業者・JA・大学・企業・NPO・市民等の多様な主体との連携を推進します。



農商工連携（かわさきハーブソーセージ）

4 多面的機能を有する都市農地の維持・保全と活用

- 市内農地の保全とともに、市民の農業理解等を図るため、利用者や農業者、民間事業者等との連携により魅力ある農業体験機会の場を市民に提供します。

◎次項にて、新年度から見直す事業や平成 28 年 4 月からの新たな事業などについてご説明いたします。

「川崎市農業振興計画」の詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

川崎市ホームページのトップページから[川崎市農業振興計画](#)で検索！

新たな農業振興計画の方針に基づき、平成 28 年度からの新たな事業を含め、より効果的な農業振興の取り組みを進めていきます。ここでは、今までの事業を見直し廃止した事業と、新規に行う事業などについてご説明します。

【見直す事業】

事業目的を達成するとともに、より効果的な事業への転換を図るために廃止しました。

直売団体育成支援対策事業

産地直売活動を行う生産者団体に対し栽培面積に応じて奨励金を交付する。

また、大型農産物直売所「セシサモス」へ出荷する生産者に対し年間売上高の 2%以内の奨励金を交付する。

※大型農産物直売所奨励金事業は 3 年間の時限的な措置として開始したが、安定的な出荷を促すために今年度まで継続してきた。

出荷推進対策事業

市場出荷団体（生産者団体）に対し、市内市場出荷金額に応じ奨励金を交付する。

出荷推進対策事業補助金

コマツナ等の野菜 6 品目について、設定する補償基準価格を下回った場合、基準価格の 25% までの範囲で価格補償を行う。



【新規に行う事業】

農業担い手経営高度化支援事業

意欲ある認定農業者等に対して、農業用施設や機械、6 次産業化に必要な整備等を支援する。
(次項で詳しくご説明します。)

農工商等連携推進事業

農産物の付加価値の向上や農作業の省力化、地域の活性化等を図るため、農業者、大学、企業、NPO 等の多様な主体との連携を図る場として、

「都市農業活性化連携フォーラム」を設置し、モデル事業を実施するなど、市内農家及び各地域への展開・普及を図る。



(JR との連携・多摩川梨の「パウンドケーキ」)

農地貸借推進事業

農業者の高齢化・後継者不足により遊休農地の増加が懸念され、農業委員会と連携し、出し手（農地の貸し手）と受け手（農地の借り手）とのマッチングの仕組みを検討し、農地利用の最適化（遊休農地対策、担い手への集積・集約化の促進）を図る。



イメージ

【拡充して行う事業】

地産地消推進事業

「かわさき地産地消推進協議会」を主体に、具体的な地産地消の推進方を協議・検討し、実施する。また、新たに、生産者やその団体が、直売や出荷のために使用する「び袋・ダンボール」等の資材購入費の PR に係る経費の一部を補助する。

農業技術支援センター施設整備費



農業技術支援センターの技術支援機能の充実を図る。農業技術や地域環境の変化に対応した各種試験研究、普及を図る。

(←のらぼう菜の系統試験)

あなたも認定農業者になって
「チャレンジ」してみませんか。！

農業担い手経営高度化支援事業の御案内

本市では認定農業者等の農業の担い手が農業経営改善計画を達成できるよう生産財への投資を支援するため、補助事業の事業者を公募することになりました。

あなたも認定農業者になって「チャレンジ」してみませんか。

対象となる者 認定農業者等（認定農業者又は認定農業者になる意思のある人）

対象となる事業 次の5分野

新技術 作目転換

土地・労働生産性の向上

流通対策 六次産業化

事業の特徴は？

公募制 企画・提案型

コンサルタントによる指導

まずは相談！ 平成28年3月22日から
4月22日まで（要予約）

*原稿作成時点で予算成立前のため内容が変わることがあります。

（問合せ先）農業振興課振興係 電話 860-2462

平成28年度 生産緑地追加拡大指定 申し出受付します！



今年も例年同様、生産緑地地区の追加指定の受付を開始します。

生産緑地地区に指定されると…

- 固定資産評価が市街化調整区域内農地並みになり、固定資産税が大幅に減免されます。
 - 相続税の納税猶予制度を利用することができます。
- ※詳しくは最寄りの市税事務所（固定資産税）、税務署（相続税）にお問い合わせください。

生産緑地地区の指定には、公道に接している面積 500 m²以上の一団の農地であることその他、様々な基準を満たす必要があります。

追加指定を希望される方は、受付期間内に農業振興センター農地課にご相談ください。なおご来所の際は、申出地がわかる図面等をご持参ください。

受付期間 平成28年3月25日（金）～4月25日（月）（土曜日及び日曜日を除く）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

受付場所 川崎市農業振興センター農地課保全係
（所在：川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JA梶ヶ谷ビル2階）

◆申請までの手順

- (1) 追加指定の相談、指定基準の説明
- (2) 申出様式の配布、提出書類の案内 （ここまでが一度目のご来所）
- (3) 申出の受付 （二度目のご来所）

二度お越し頂くこととなります。ご相談はお早目をお願いいたします。

（問合せ先）農地課保全係 電話 860-2461